

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について 新旧対照表 (平成31年3月7日諮問案と今回諮問案との新旧対照表)

改正後 (今回諮問案)	改正前 (平成31年3月7日諮問案)
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について</p> <p style="text-align: right;">(第5管理期間) <u>平成30年12月27日</u>公表 平成〇年〇月〇日一部改正</p>	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について</p> <p style="text-align: right;">(第5管理期間) <u>平成31年2月5日</u>公表 平成〇年〇月〇日一部改正</p>
<p>第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針 (略)</p> <p>第2 くろまぐろの動向に関する事項 (略)</p> <p>第3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 小型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量の50パーセント(8,015トン→4,007トン)から、大型魚の漁獲可能量へ振り替えた数量(250トン)を減じた数量(3,757トン)とする。このうち配分を留保する数量を <u>260.4</u> トンとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 第4管理期間の超過量の差引き</p> <p>第4管理期間で漁獲可能量を超過した場合は、第4管理期間終了後1か月以内に超過量を確定し、<u>第5管理期間の漁獲可能量を原則として当該超過量を差し引いた量に変更する。この場合、小型魚及び大型魚ごとに差し引くものとする。</u></p> <p>なお、大臣管理漁業については、第4管理期間の超過量は第5管理期間から原則として一括で差し引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。また、差引きにより配分量が実質0トンとなる漁業種類については混獲管理のための数量を一定数量配分する。</p>	<p>第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針 (略)</p> <p>第2 くろまぐろの動向に関する事項 (略)</p> <p>第3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 小型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量の50パーセント(8,015トン→4,007トン)から、大型魚の漁獲可能量へ振り替えた数量(250トン)を減じた数量(3,757トン)とする。このうち配分を留保する数量を <u>287.4</u> トンとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 第4管理期間の超過量の差引き</p> <p>第4管理期間で漁獲可能量を超過した場合は、第4管理期間終了後1か月以内に超過量を確定し<u>公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第5管理期間の漁獲可能量は原則として当該超過量を差し引いた量とする。この場合、小型魚及び大型魚ごとに差し引くものとする。</u></p> <p>なお、大臣管理漁業については、第4管理期間の超過量は第5管理期間から原則として一括で差し引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。また、差引きにより配分量が実質0トンとなる漁業種類については混獲管理のための数量を一定数量配分する。</p>

また、知事管理漁業については、第4管理期間の超過量は第5管理期間から原則として一括で差引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。また、過去の管理期間の超過数量の分割差引きは第4管理期間での対応と同様に、第3管理期間の超過数量は原則一括差引き、第2管理期間の超過数量は配分量の2割を上限に差し引くこととし、差引きにより配分量が実質0トンとなる都道府県については混獲管理のための数量を一定数量配分する。

(2) 小型魚から大型魚への振替

小型魚の配分量から大型魚の配分量への振替について協議が調った場合は、第5管理期間の漁獲可能量を当該配分量の振替を反映した量に変更する。

(3) 獲り控えた数量の上乗せ

漁獲可能量を超えるおそれがある旨が公表され、知事管理漁業又は大臣管理漁業において獲り控えを行い配分量より採捕数量が少なくなった場合は、当該管理期間終了後1か月以内に配分量と採捕数量の差分（以下「上乗せ対象量」という。）を確定し、翌管理期間の配分量を当初配分量に上乗せ対象量を加えた数量を上限とし変更するが、加える数量は上乗せ対象の管理期間の配分量から差引きする超過数量の合計値の範囲内において調整し、決定するものとする。

(4)・(5)・(6) (略)

第4 くろまぐろの漁獲可能量のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	数量（トン）
くろまぐろ（小型魚）	大中型まき網漁業	<u>1,410.0</u>
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	62.0
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44.0

また、知事管理漁業については、第4管理期間の超過量は第5管理期間から原則として一括で差引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。また、過去の管理期間の超過数量の分割差引きは第4管理期間での対応と同様に、第3管理期間の超過数量は原則一括差引き、第2管理期間の超過数量は配分量の2割を上限に差し引くこととし、差引きにより配分量が実質0トンとなる都道府県については混獲管理のための数量を一定数量配分する。

(2) 小型魚から大型魚への振替

小型魚の配分量から大型魚の配分量への振替について協議が調った場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第5管理期間の漁獲可能量は当該配分量の振替を反映した量とする。

(3) 獲り控えた数量の上乗せ

漁獲可能量を超えるおそれがある旨が公表され、知事管理漁業又は大臣管理漁業において獲り控えを行い配分量より採捕数量が少なくなった場合は、当該管理期間終了後1か月以内に配分量と採捕数量の差分（以下「上乗せ対象量」という。）を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、翌管理期間の配分量は、当初配分量に上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は上乗せ対象の管理期間の配分量から差引きする超過数量の合計値の範囲内において調整し、決定するものとする。

(4)・(5)・(6) (略)

第4 くろまぐろの漁獲可能量のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

第1種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	数量（トン）
くろまぐろ（小型魚）	大中型まき網漁業	<u>1,500</u>
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	62.0
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44.0

くろまぐろ（大型魚）	大中型まき網漁業	3,153.2
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	362.6
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	9.4

- 2 漁獲可能量の改定による上表の改定（略）
- 3 超過量の差引きと小型魚から大型魚への振替による上表の改定
第3の2の（1）の超過量の差引き及び第3の2の（2）の小型魚から大型魚への振替による大臣管理漁業の配分量の変更がある場合は、上表の大臣管理漁業の配分量を当該変更を反映した量に変更する。
- 4 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の改定
第3の1の表に掲げるくろまぐろの第5管理期間の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、上表の大臣管理漁業の配分量が消化されていない場合は、上表の大臣管理漁業の配分量を当該公表時点の採捕数量と同量に変更する。
- 5 大臣管理漁業の配分量の融通による上表の改定
上表の大臣管理漁業と第5の都道府県間の配分量の融通及び同表の大臣管理漁業の間の配分量の融通について関係者間の協議が調った場合は、同表の配分量を当該融通を反映した量に変更する。
- 6 留保の配分
留保から追加配分を行った場合は、上表の大臣管理漁業の配分量を当該追加配分を反映した量に変更する。
- 7・8（略）

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

くろまぐろ（大型魚）	大中型まき網漁業	3,063.2
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	362.6
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	9.4

- 2 漁獲可能量の改定による上表の改定（略）
- 3 超過量の差し引きと小型魚から大型魚への振替による上表の改定
第3の2の（1）の超過量の差し引き及び第3の2の（2）の小型魚から大型魚への振替による大臣管理漁業の配分量の変更がある場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合には、上表の大臣管理漁業の配分量は当該変更を反映した量とする。
- 4 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の改定
第3の1の表に掲げるくろまぐろの第5管理期間の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、上表の大臣管理漁業の配分量が消化されていない場合は、上表の大臣管理漁業の配分量は当該公表時点の採捕数量と同量とする。
- 5 大臣管理漁業の配分量の融通による上表の改定
上表の大臣管理漁業と第5の都道府県間の配分量の融通及び同表の大臣管理漁業の間の配分量の融通について関係者間の協議が調った場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、同表の配分量は当該融通を反映した量とする。
- 6 留保の配分
留保から追加配分を行った場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上表の大臣管理漁業の配分量は当該追加配分を反映した量とする。
- 7・8（略）

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第5管理期間の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量（以下「都道府県の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

なお、本数量は第3管理期間における獲り控え数量の上乗せ並びに第2管理期間及び第3管理期間における超過数量の差引きを反映した数量となっている。

(1) 小型魚

都道府県名	数量（トン）
北海道	<u>91.5</u>
青森県	298.9
岩手県	<u>54.9</u>
宮城県	<u>63.5</u>
秋田県	<u>21.5</u>
山形県	10.3
福島県	<u>13.3</u>
茨城県	<u>19.8</u>
千葉県	<u>42.4</u>
東京都	9.9
神奈川県	<u>35.4</u>
新潟県	<u>55.6</u>
富山県	<u>95.1</u>
石川県	<u>85.1</u>
福井県	19.7
静岡県	<u>26.3</u>
愛知県	0.1
三重県	25.9
京都府	<u>17.4</u>

1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第5管理期間の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量（以下「都道府県の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

なお、本数量は第3管理期間における獲り控え数量の上乗せ並びに第2管理期間及び第3管理期間における超過数量の差し引きを反映した数量となっている。

(1) 小型魚

都道府県名	数量（トン）
北海道	<u>11.3</u>
青森県	298.9
岩手県	<u>55.4</u>
宮城県	<u>53.5</u>
秋田県	<u>21.0</u>
山形県	10.3
福島県	<u>8.3</u>
茨城県	<u>19.4</u>
千葉県	<u>50.4</u>
東京都	9.9
神奈川県	<u>34.4</u>
新潟県	<u>51.2</u>
富山県	<u>88.8</u>
石川県	<u>80.8</u>
福井県	19.7
静岡県	<u>26.0</u>
愛知県	0.1
三重県	25.9
京都府	<u>17.3</u>

大阪府	0.1
兵庫県	2.2
和歌山県	23.6
鳥取県	1.9
島根県	<u>79.6</u>
岡山県	0.1
広島県	0.1
山口県	87.0
徳島県	8.0
香川県	0.1
愛媛県	9.4
高知県	<u>65.5</u>
福岡県	<u>9.2</u>
佐賀県	0.9
長崎県	<u>688.8</u>
熊本県	<u>1.4</u>
大分県	0.7
宮崎県	<u>13.3</u>
鹿児島県	2.0
沖縄県	0.1
計	<u>1,980.6</u>

(2) 大型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	<u>199.8</u>
青森県	460.8

大阪府	0.1
兵庫県	2.2
和歌山県	23.6
鳥取県	1.9
島根県	<u>79.0</u>
岡山県	0.1
広島県	0.1
山口県	87.0
徳島県	8.0
香川県	0.1
愛媛県	9.4
高知県	<u>62.5</u>
福岡県	<u>6.8</u>
佐賀県	0.9
長崎県	<u>681.8</u>
熊本県	<u>1.3</u>
大分県	0.7
宮崎県	<u>13.4</u>
鹿児島県	2.0
沖縄県	0.1
計	<u>1863.6</u>

(2) 大型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	<u>291.3</u>
青森県	460.8

岩手県	<u>52.6</u>
宮城県	20.5
秋田県	28.5
山形県	9.6
福島県	1.0
茨城県	6.0
千葉県	22.7
東京都	14.5
神奈川県	6.1
新潟県	88.6
富山県	14.0
石川県	38.0
福井県	17.9
静岡県	11.8
愛知県	1.0
三重県	26.1
京都府	21.9
大阪府	1.0
兵庫県	8.7
和歌山県	14.2
鳥取県	6.0
島根県	<u>22.7</u>
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	23.0
徳島県	8.2
香川県	1.0

岩手県	<u>48.3</u>
宮城県	20.5
秋田県	28.5
山形県	9.6
福島県	1.0
茨城県	6.0
千葉県	22.7
東京都	14.5
神奈川県	6.1
新潟県	88.6
富山県	14.0
石川県	38.0
福井県	17.9
静岡県	11.8
愛知県	1.0
三重県	26.1
京都府	21.9
大阪府	1.0
兵庫県	8.7
和歌山県	14.2
鳥取県	6.0
島根県	<u>23.3</u>
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	23.0
徳島県	8.2
香川県	1.0

愛媛県	6.0
高知県	15.4
福岡県	<u>5.0</u>
佐賀県	6.0
長崎県	158.3
熊本県	6.0
大分県	6.3
宮崎県	14.6
鹿児島県	8.0
沖縄県	127.2
計	<u>1,481.0</u>

2・3 (略)

4 超過量の差引き及び小型魚から大型魚への振替による1の表の改定

第3の2の(1)の超過量の差引き及び第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による配分量の変更がある場合は、上表の配分量を当該変更を反映した量に変更する。

5 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の1の表の改定 (略)

6 配分量の融通による1の表の改定

1の表の都道府県と第4の大臣管理漁業の間の配分量の融通及び同表の都道府県間の配分量の融通について、関係者間で協議が調った場合は、同表の配分量を当該融通を反映した量に変更する。

7 留保の配分

留保から追加配分を行った場合は、上表の配分量を当該追加配分を反映した量に変更する。

愛媛県	6.0
高知県	15.4
福岡県	<u>7.2</u>
佐賀県	6.0
長崎県	158.3
熊本県	6.0
大分県	6.3
宮崎県	14.6
鹿児島県	8.0
沖縄県	127.2
計	<u>1,571.0</u>

2・3 (略)

4 超過量の差し引き及び小型魚から大型魚への振替による1の表の改定

第3の2の(1)の超過量の差し引き及び第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による配分量の変更がある場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合には、上表の配分量は当該変更を反映した量とする。

5 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の1の表の改定 (略)

6 配分量の融通による1の表の改定

1の表の都道府県と第4の大臣管理漁業の間の配分量の融通及び同表の都道府県間の配分量の融通について、関係者間で協議が調った場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、同表の配分量は当該融通を反映した量とする。

7 留保の配分

留保から追加配分を行った場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上表の配分量は当該追加配分を反映した量とする。

8・9・10 (略)

第6 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項 (略)

第7 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項 (略)

8・9・10 (略)

第6 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項 (略)

第7 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項 (略)